

# 院内掲示事項

## 1. 医療保険に関する事項

R6(2024).9月 現在

### (イ) 看護に関する事項(入院基本料に関する事項)

1. 当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
2. 当院は同基準のうち150床について「療養病棟入院基本料1」の地方社会保険事務局長承認を受けています。
- ア. 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が20又はその端数を増すごとに1以上である。
- イ. 当該病棟において、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師であること。
3. 看護師・看護補助職員が24時間交代で看護を行っています。詳細は以下の通りです。

【1病棟】では、1日に9人以上の看護職員と5人以上の看護補助職員が勤務しています。

- ・(朝8:30～夕方17:30)看護・補助職員一人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・(夕方17:30～朝9:00)看護・補助職員一人当たりの受け持ち数は15人以内です。

【2病棟】では、1日に9人以上の看護職員と4人以上の看護補助職員が勤務しています。

- ・(朝8:30～夕方17:30)看護・補助職員一人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・(夕方17:30～朝9:00)看護・補助職員一人当たりの受け持ち数は16人以内です。

【3病棟】では、1日に11人以上の看護職員と9人以上の看護補助職員が勤務しています。

- ・(朝8:30～夕方17:30)看護・補助職員一人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・(夕方17:30～朝9:00)看護・補助職員一人当たりの受け持ち数は15人以内です。

4. 当院においては、患者の負担による付添看護を行っていません。

### (ロ) 入院時食事療養(I)に係る事項

当院は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。(夕食については午後6時以降に提供)

### (ハ) 保険外負担に関する事項

当院では下記の項目について、その実日数、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| 1. 洗濯代(個人用クリーニング) 150円×日数 | 4. テレビレンタル代 100円/日 |
| 2. 理髪代 1,100円             | 5. エンゼルセット 6,000円  |
| 3. 病衣 80円/日               | 6. 診察券再発行 200円     |

### (ニ) 保険外併用療養費に関する事項

当院では特別療養環境室へ入院された場合において、個室使用料など利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

#### 【特別療養環境の提供】

区分	使用料	病床数	主な設備/備品
個室	3,000円	2床	浴室、トイレ(ウォシュレット付)、洗面台 冷蔵庫、床頭台、テレビ

### (ホ) 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年11月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。